

# 伊奈町総務建設産業常任委員会

令和8年3月6日（金曜日）

埼玉県伊奈町議会

1. 招集年月日

令和8年3月6日（金）

2. 場所

全員協議会室

3. 開会・閉会等時刻

◎開会 午前 9時00分  
・休憩 午前 9時00分  
・再開 午前 9時48分  
・休憩 午前 10時01分  
・再開 午前 10時01分  
・休憩 午前 10時08分  
・再開 午前 10時09分  
・休憩 午前 10時20分  
・再開 午前 10時20分  
・休憩 午前 10時22分  
・再開 午前 10時23分  
・休憩 午前 10時25分  
・再開 午前 10時25分  
・休憩 午前 10時26分  
・再開 午前 10時27分  
・休憩 午前 10時40分  
・再開 午前 10時40分  
・休憩 午前 10時46分  
・再開 午前 10時46分  
・休憩 午前 11時52分  
・再開 午前 11時53分  
◎閉会 午前 11時53分

4. 出席委員名

委員長 藤原義春

副委員長 仲島雄大

委員 川内雅人、武藤倫雄、山野智彦、戸張光枝、五味雅美、上野尚徳

5. 欠席委員氏名

委員 なし

6. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 森田範仁 局長補佐 清野聡子

7. 説明のため出席した者の職・氏名

町長 大島 清

副町長 秋葉宏和

教育長 豊田稔之

企画総務統括監 秋山雄一、くらし産業統括監 澤田勝、健康福祉統括監 秋  
元和彦、都市建設統括監 今野茂美、教育次長 小林薫子、企画課長 佐藤亮  
太、企画課主幹 篠原愛、総務課長 高山睦男、コミュニティ推進課長 影山  
歩、危機管理課長 矢部剛、税務課長 久木良子、子育て支援課長 大塚健司、  
保険医療課長 岡野裕司、健康増進課長 木須浩、アグリ推進課長 本多裕司、  
元気まちづくり課長 清野茂勝、土木課長 細田力、都市計画課長 吉川誠一、  
DX推進・新庁舎整備室長 瀬口悦史、上下水道課長 田口真、生涯学習課長  
濱野邦光

開会 午前 9時00分

○藤原義春委員長 おはようございます。

ただいまから総務建設産業常任委員会を開会します。

本日、町民の方から、本委員会を傍聴したい旨申出は今のところありません。

伊奈町議会委員会条例第17条の規定に基づき、申出があった場合は許可したいと思います  
が、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤原義春委員長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

ここで、付託されました案件の審査に入る前に、休憩して、関係する現地の視察を行います。

これより休憩いたします。

休憩 午前 9時00分

再開 午前 9時48分

○藤原義春委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、大島町長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○大島 清町長 改めまして、おはようございます。

今話がありましたように、強風あるいはまた地震、それから経年劣化による街路灯なんか  
もそうなんですよね。もう30年ぐらいたっているもので、下のほうが結構腐っているのもあ  
ったりとかというのありますので、十分しっかりと対応したいと思っております。

2年ほど前に公園の例の大木が倒れたのがありましたけれども、あのときに公園の木につ  
いては全部点検をしてやったんですね。相当な数を切りましたんですけども、まだ傷んで  
いるものも結構あるのではないかと思いますので、それらもまた含めて、看板等々も含めて  
しっかりと対応したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

今日は建設産業常任委員会ということでご案内をさせていただきまして、開催いただきま  
したこと、本当にありがとうございます。

委員会の前に、エレベーターの志久駅の現場を見ていただいて、それから道路を見ていた  
だきました。あのような形でできてよかったなと思っております。シャトルの駅としては最

後のエレベーターになり、令和8年度末には一応完成する予定でございますので、そうすると、町民の皆さん方が志久駅のエレベーターを利用していただけるということで、大変うれしく思っております。

インターバルが少し長いなと思いますけれども、私、伊奈中央駅よく使っておりますけれども、改札を経て、エレベーターは伊奈中央駅も2億円ほどかかりましたので、せっかくお金使ったからと思って、いつも伊奈中央駅も私利用、エレベーター乗っております。できるだけ、ぜひ乗っていただきたいと逆に思います。

大変な金額を使っておりますので、使っていただきたいと思っておりますけれども、お年寄り「町長、60段も70段も上るんで、2回3回休むんだよね」というのが伊奈中央駅のところでは言われておりましたので、今回、志久駅もかなりの段数が同じようにありますので、エレベーターを使っていただけるということで大変うれしく思っているところであります。

さて、今日は総務建設常任委員会ということで、議案11件を用意をさせていただいております。慎重審議を賜りまして、全議案とも可決承認賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○藤原義春委員長 ありがとうございます。

当委員会に付託されました案件は議案11件であります。これらを議題とします。

なお、本会議における提案説明並びに自宅での審査期間もありましたので、直ちに質疑に入ります。

初めに、第8号議案 令和7年度伊奈町一般会計補正予算（第13号）の所管事項について質疑を行います。

7ページの第2表繰越明許費補正、8ページの第3表地方債補正、11ページから14ページまでの歳入全般について、質疑はありませんか。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 まず、7ページの繰越明許費、消防広域化運用事業5,142万円について、その繰越しとなった内容と原因、併せて次年度の施行時期についてお伺いいたします。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 こちら、繰越しの理由としては2点ございます。

1点目は、上尾市の上平分署、原市分署、東消防署の消防ポンプ車、こちらが今年度購入ということで動いていたんですけれども、年度内の納入が困難になったものです。

そして、もう1点が、消防本部、東消防署の空調設備工事、こちらの更新工事が今年度実

施をしていたところなんですけれども、試運転をしたときに不具合が発生して、これらの是正に時間を要するというので、こちらも繰越しとなったものでございます。

そして、それぞれ消防車両につきましては、来年度の2月18日を納期限という形に変更してございます。そちらと空調の整備の工期は今年の4月30日、こちらを工期限という形で今、是正を行っているものと伺っております。

以上でございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

続きまして、13ページです。

諸収入の雑入の中で、後期高齢者療養給付費負担金返還金（過年度分）というのが4,972万円あります。この過年度分というのが令和6年度分を指すのか。あわせて、これだけの金額が返還なった理由についてお伺いいたします。

○藤原義春委員長 保険医療課長。

○岡野裕司保険医療課長 こちらの返還金につきましては、委員おっしゃるとおり、令和6年度分というところになります。額のところについては、お時間をいただければと思います。

○武藤倫雄委員 後ほどで結構です。

○藤原義春委員長 ほかに質問はございませんか。

上野委員。

○上野尚徳委員 今の繰越し明許のところの費用感なんですけれども、5,142万円ということなんですけれども、これは全体の費用としての町の負担割合がどれぐらいになっているのか、お聞かせいただければと。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 消防施設管理事業全体の金額は5,610万円という形になっておりまして、その中で伊奈町の負担額というのは1,097万3,160円という形になってございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 ということは、これは逆に、伊奈町の消防分署やったときにも、同じような負担割合で上尾市にも負担していただくという認識でよろしいですね。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 今これから、今進めていただいています北部の消防分署なんですけれども、あれに関しては、建物側は伊奈町負担になるのかなというような話を前に聞いたことがあるんですけれども、今、空調の話があったんですけれども、例えば建物は伊奈町負担でやります。中の設備に関しては同じように、例えば空調だとかそういうものも、上尾市との同じような案分の負担でしていただくというような考え方をできるのでしょうか。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 北部の消防庁舎については、建物、土地、建設に係るものについては町の全額負担で行うとなっております。空調設備についても、施設に附帯しているものは町の負担で併せて行うものとなります。なお、机とかの什器備品については、各負担割合で、お互いに負担しながら整備するというような形となっております。

以上でございます。

○上野尚徳委員 分かりました。ありがとうございます。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 13ページの17款の寄附金のうちの商工費寄附金のキリンビール晴れ風ACTION寄附金について少しお伺いします。

約51万円が充てられているんですけれども、民間企業からの特定目的の寄附を活用するよい例、取組だと私は思っております。今後、企業連携のモデル的な立ち位置になるんじゃないかと思っている中で、今後、この事例を基にどのような取組を進めていくのか、将来展望について教えていただけるとありがたいです。お願いします。

○藤原義春委員長 企画課長。

○佐藤亮太企画課長 こちらにつきまして、キリンビールの晴れ風ACTIONというところは、委員おっしゃるとおり、今回、民間企業の寄附金を活用させていただいて、町の事業をさらに盛り上げられたよい事例かなと考えてございます。

こういった、今回は商工費のところではあるんですけれども、財政運営に当たっては、歳出の削減の部分もそうですけれども、歳入の確保というところでも重要な部分になってくるかと思えます。寄附金に限らず、国庫ですとか、そういったものに限らず、使えるところについては、歳入確保の努力というところは全庁挙げてさせていただきたいと思っておりますので、各課アンテナを高くして、こういったところを取りにいきたいと考えてございます。

以上です。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 民間連携はいろんな形でこれから重要になってくると思いますので、1つのつながりとしてこういう寄附金を使いながら、将来的な部分、企業と一緒に何かできることはないかというのを模索するためにもとても大切だと思いますので、ぜひアンテナを高く、いろんな活用方法を考えてください。

以上です。

○藤原義春委員長 保険医療課長。

○岡野裕司保険医療課長 お時間いただき、ありがとうございました。

先ほどの武藤委員のご質問の返還金の額についてなんですが、令和6年度、県の広域連合から町の負担分として請求されたものが4億1,978万1,349円ございました。結果的に精算ということで、実際に納付した額につきましては3億7,005万7,827円というところで、都合4,972万3,000円が返還となっているものでございまして、理由につきましては、特段大きなものは、何か制度の変更があったとか、そういったところはございませんので、広域連合でこれだけ必要だということで、あらかじめ医療費分として請求をされたんですけども、実際にはそこまでの医療費はかからなかったということで、残金について精算があって、返還があったというところでございます。

以上です。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 承知しました。ありがとうございます。

○藤原義春委員長 ほかに質問はありませんか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 ありませんので、次に移ります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時01分

○藤原義春委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、歳出に対する質疑に入ります。

15ページの第2款総務費について、質疑はありませんか。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 第16目の防災諸費で、備品購入費が契約額の確定ということで、1,024万円の減額になっております。この1,024万円、これが総額不用費となるのか、または他に流用する予定があるのか、お伺いします。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 こちらの備品の購入については、入札によって残額が生じたという形になりますので、全額不用額になります。

以上です。

○藤原義春委員長 いいですか。

○武藤倫雄委員 承知しました。

○藤原義春委員長 ほかに質問はございませんか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 ありませんので、次に移ります。

18ページの第5款農林水産業費について、質疑はありませんか。

仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 18ページの農業委員会の関係で、教えていただきたいことがあります。

交付金を頂いているような形なんですけれども、私が調べたところ、遊休農地の解消や農地の集積・集約など、農業委員会の具体的な活動の実績に応じて交付されるという形なんですけれども、どのような活動実績が高く評価されて交付につながったのかを教えていただくと助かります。

○藤原義春委員長 アグリ推進課長。

○本多裕司アグリ推進課長 増額となった理由といたしましては、令和6年度におきましては、農地中間管理事業の推進によりまして、小針新宿と小針内宿地区の農地の集積が大幅に進んだ点が評価されたこと、田畑転換によりまして農業法人が耕作する面積が増えたこと、遊休農地が解消されたこと等が評価されたことで、成果に応じた部分ということで交付金の単価が上昇したものでございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 とてもいいことだと思うんですけども、極端に活動日数が増えたりとかということはなかったのでしょうか。

○藤原義春委員長 アグリ推進課長。

○本多裕司アグリ推進課長 今回は成果に応じた部分が増額となったものでございまして、活動日数等は特に変わりはありません。

以上です。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 金額の大小じゃなくて、取組の姿勢としてはとても大切なことだと思いますし、個人的には評価できる部分と思いますので、ぜひこれからも力を入れてほしいと思います。

以上です。

○藤原義春委員長 ほかにございせんか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 ありませんので、次に移ります。

19ページの第6款商工費について、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

19ページの第7款土木費について、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

19ページの第8款消防費について、質疑はありません。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 こちらについても、消防ポンプ車が契約によつての減額かと思ひます。同様に、全額が不用費となるのか、または他に流用する予定があるのか、お伺ひいたします。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 こちらは、消防団の1分団の車両になります。入札によつて生じた残額という形になりますので、こちら全て不用額になります。

以上でございます。

○藤原義春委員長 よろしいですか。

○武藤倫雄委員 承知しました。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

20ページの第10款公債費について、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

21ページ、給与費明細書、22ページ、地方債調書について、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

第8号議案のうち、所管事項に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第8号議案 令和7年度伊奈町一般会計補正予算（第13号）のうち所管事項について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第8号議案のうち所管事項について、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○藤原義春委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

○藤原義春委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第10号議案 令和7年度伊奈町中部特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第3

号)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

五味委員。

○五味雅美委員 6ページの歳入ですが、清算金の減額の理由について教えてください。

○藤原義春委員長 都市計画課長。

○吉川誠一都市計画課長 清算金の減額につきましては、所有者不明土地の清算金が、時効消滅を迎えたことから減額となったものでございます。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 ほかに所有者不明のものってあるんでしょうか。

○藤原義春委員長 都市計画課長。

○吉川誠一都市計画課長 所有者不明の土地につきましては、今回上げさせていただくものだけでございます。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 要するに、時効になったので一斉に償却したという、そういう意味になるんでしょうか。例えば、何件ぐらい該当しているんでしょうか。

○藤原義春委員長 都市計画課長。

○吉川誠一都市計画課長 そのとおりでございます。また、所有者不明の土地に関しましては3か所でございます。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 それ以外のものについては、予定どおり入金されている、今後もされる見通しだということでもいいんでしょうか。

○藤原義春委員長 都市計画課長。

○吉川誠一都市計画課長 清算金の徴収につきましては、数件ほど滞っている方がいらっしゃいますけれども、ほぼ予定どおり徴収は進んでいるところでございます。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 その滞っているところについては、一応コンタクトは取れているということでもいいですか。

○藤原義春委員長 都市計画課長。

○吉川誠一都市計画課長 定期的に通達をしてお話も伺っているところでございます。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 しつこいようですけども、要は、先方はそれを確認していると、債務確認はされているということでよろしいですね。

○藤原義春委員長 都市計画課長。

○吉川誠一都市計画課長 そのとおりでございます。

○五味雅美委員 以上です。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 今のところで時効消滅、この時効は何年の時効でしょうか。

○藤原義春委員長 都市計画課長。

○吉川誠一都市計画課長 基準といたしましては、換地処分日が令和2年11月20日でございます。令和7年11月20日が時効日でございます。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 5年かかっているんですが、もう令和2年のときから所有者が不明だったということですか。その経緯は、追跡の状況についてご説明をお願いします。

○藤原義春委員長 都市計画課長。

○吉川誠一都市計画課長 こちらの3か所につきましては、仮換地指定の、要は区画整理当初から所有者の特定が非常に難しい状況でございまして、現在に至るまで、その所有者不明土地の捜査というのは続けておりました。

また、町ホームページへの「土地所有者を探しています」の記事の掲載や、名字から、地元地域の昔から住んでいらっしゃる方の聞き込み調査等を続けてきましたが、確定するような資料等が見つけられなかったものでございます。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 手を尽くされても見つからないということなんですが、区画整理した時点では分かっていたわけですね。

○藤原義春委員長 都市計画課長。

○吉川誠一都市計画課長 区画整理の時点から不明だったと伺っております。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 逆に言うと、不明なのに区画整理ができたということになっちゃうんですが、そういうことでしょうか。

○藤原義春委員長 都市計画課長。

○吉川誠一都市計画課長 こちらにつきましては、公示送達等の法的手続をして事業を実施し

ているものでございます。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 了解いたしました。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 ありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第10号議案 令和7年度伊奈町中部特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）を  
原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第10号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第13号議案 令和7年度伊奈町公共下水道事業会計補正予算（第3号）の質疑を行  
います。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 補正の第3条に出てきます損益勘定留保資金なんですが、本補正後に当年度  
と過年度分というのは残高が幾らになるのか、お伺いしたいと思います。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 お時間をお願いします。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 結構です。

じゃ、別……、どうしても引っかかるんですね、上下水道課長にはね。

この後はこの資金をどこで見るかという質問になるので、もしあれでしたら違う方先にし

ていただいて。

○藤原義春委員長 じゃあ、五味委員。

○五味雅美委員 いいですか。工事請負費が1,100万円の減額ですけれども、これの内容を教えてください。なぜ減額になったのか、教えてください。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 こちら汚水第1号幹線No.30-2人孔更生工事の入札不調により、不用額が生じたものでございます。2回にわたり入札を行いまして、2回目に新単価に入れ替えて、業者の所在地の要件などを広げたんですけれども、請負業者が現れなかったものでございます。

理由としましては、特殊な工法のため、施工できる業者が他の工事の請負で空きがなかったようでございます。来年度に、もともと施工予定だったもう1か所と併せて、早い時期に発注する予定でございます。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 そうしますと、技術的なことからいって、請け負える会社が限られているということなんですが、来年度についての見通しはどうなんでしょうか。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 こちら10年ほど前にも同じような工事で施工ができておりますので、早い時期に発注すれば請負業者が確保できるものと考えております。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 そうすると、金額の問題ではないということですね。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 金額につきましては、最新の単価に入れ替えて、適正価格で発注いたしました。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 いろいろ事故も起きていますので、必要なところはやはり早期にやる必要があるかなと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 今のに関連してなんですけれども、そうすると、来年は入札ではなく、随意契約で結ぶ方向で検討しているということでしょうか。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 来年度、もともと工事予定だったもう1か所と合わせて2か所で発注する予定になりまして、入札の予定でございます。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 なかなか入札も今難しい状況のような気がするんですけども、入札でもう一回いくよと。それでも駄目だったら、やらなくちゃいけない工事なんだと思いますので、その辺りはどうお考えなんでしょうか。

それとあと、それはこれから県からまたいろんな補助金等も予測されるのではないのかな、下水に関してはと思うんですけども、その辺りも見越して検討していらっしゃるのでしょうか。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 また、適正に価格を設定して、入札で落とさせていただきたいと思いますが、何回か不調になったときは、そのときに検討させていただければなと思っております。

○上野尚徳委員 補助金の検討というのは今の段階ではできていないと。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 こちらの工事も補助対象工事になっております。

○上野尚徳委員 分かりました。

○藤原義春委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時20分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を再開します。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 先ほどお伺いした損益勘定留保資金なんですけど、こちらは8ページにあります貸借対照表の中の現金預金1億3,087万円、この中に入っているということになるのでしょうか。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 損益勘定留保資金で余った分は、この現預金へ入っている形になります。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 そうしますと、4ページに戻っていただいて、この資金の動きを少しどこで追えるかというのを確認していきたいんですけども、キャッシュ・フローの中の当然減価償却費のところから生まれる現金なんですけど、これが一番下の有形固定資産の取得による支出で、減価償却費の中からこの支出に動いているという見方で合っているのでしょうか。

○藤原義春委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時23分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を再開します。

上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 減価償却費と固定資産除却費の合計から、長期前受金戻入金を引いた額になります。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 分かりました。後ほど計算してみます。

ここの資金の動きというのが、どうしてもなかなか見て取れないところなんですけど、何かこの残高をどこか参考に示すとかということは可能でしょうか。今後です。

○藤原義春委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時25分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を再開します。

上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 決算書の中に記入されております。そちらに損益勘定留保資金があ

ります。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 決算書では拝見しているんですが、この補正の中で流れを見られたらなと思って、どこか括弧書きでも入れていただけるものかどうかというところなんですが、いかがでしょうか。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 様式が決まっております、このままでは分かりづらいと思うのですけれども、記載方法その他どのようにできるか、検討させていただければと思います。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 様式が決まっているようでしたら、その他の基金のように、予定の年度末残高はということで、議案説明の中で口頭でも結構ですので、何か方法を考えていただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

○藤原義春委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時27分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を再開します。

武藤委員の最初の質問の答えについては、できたらこの会議中に発表していただければありがたいかと思います。

〔「採決には影響しない」と言う人あり〕

○藤原義春委員長 採決には影響しないということでした。

よろしいですね。

ほかに質問。

五味委員。

○五味雅美委員 今、武藤委員からの要望もあったんですが、私も再三要望しているんですけども、キャッシュ・フローなり貸借対照表なりが出来上がった最終の形でしか載っていないので、今回の補正で幾ら変わったのかというものが見えないんですね。前の資料と比較

していかないと、どこがどう変わっているのかというのが見えないので、今、課長で、様式が決まっているので手を加えられないという話がありましたけれども、そういった工夫もぜひしてほしいなということ、武藤委員とは違うかもしれませんが、検討をお願いしておきたいと思います。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第13号議案 令和7年度伊奈町公共下水道事業会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第13号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第22号議案 伊奈町認可地縁団体印鑑条例の質疑を行います。

質疑はありますか。

戸張委員。

○戸張光枝委員 まず、既存の認可地縁団体数は幾つになるのでしょうか。

○藤原義春委員長 参事兼コミュニティ推進課長。

○影山 歩コミュニティ推進課長 現在の認可地縁団体数はゼロでございます。

○藤原義春委員長 戸張委員。

○戸張光枝委員 ゼロということで分かりました。

あと、今回の印鑑条例制定をすることによっての効果は何でしょうか、お願いします。

○藤原義春委員長 参事兼コミュニティ推進課長。

○影山 歩コミュニティ推進課長 建物の登記の際に、区の名義で登記をすることができるも

のになります。

○藤原義春委員長 戸張委員。

○戸張光枝委員 分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 今の答弁で分かったんですが、認可地縁団体というものの説明をまずお願いしたいんですが、自治区とかそういうことを指しているのかどうかですね。すみませんが、教えてください。

○藤原義春委員長 参事兼コミュニティ推進課長。

○影山 歩コミュニティ推進課長 認可地縁団体につきましては、地方自治法第260条の2第1項に基づきまして、市町村長の認可を受けて法人格を取得した自治会や町内会など地縁による団体を指しております。一定の区域に住所を有する住民によって形成され、地域的な共同活動を行うことを目的としております。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 では、想定する団体数というのはどのぐらいになるものですか。

○藤原義春委員長 参事兼コミュニティ推進課長。

○影山 歩コミュニティ推進課長 1区でございます。

〔「1区ですか、1つ」と言う人あり〕

○影山 歩コミュニティ推進課長 はい。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 自治会館等が登記がない状態と聞いていて、そもそも自治会に法人格がないという話も聞いていて、そこを解決するのかと思ったんですが、対象は1つしかないというのはどういうことになるのでしょうか。

○藤原義春委員長 参事兼コミュニティ推進課長。

○影山 歩コミュニティ推進課長 現時点で認可地縁団体への移行を示されている区が1区ということでございます。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 そうすると、建物登記したい自治区は、まず認可地縁団体の申請をして、それから認可地縁団体になってから印鑑の登記ができる、そういう流れという理解でよろしいですか。

○藤原義春委員長 参事兼コミュニティ推進課長。

○影山 歩コミュニティ推進課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 そうすると、広く見て、対象の数というのはどのぐらいになるんでしょうか。

○藤原義春委員長 参事兼コミュニティ推進課長。

○影山 歩コミュニティ推進課長 全区が対象になるものでございます。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 分かりました。

○藤原義春委員長 町長。

○大島 清町長 今、大針区が建物を建てようよという、そういう話があつてですね。いわゆる金融機関から借入れをしなくちゃならないということになりますでしょう。そうすると、区長が借入れをして、役員が全員連帯保証してという、こういう作業が出てくるというのが、私、たまたま柴中区の会館を造ったときにその担当していましたけれども、全員が連帯証明をつけてやるという、この面倒くささというのがあつて、それを今度は、これがあれば区長の判こというか、いわゆる全体の区として借入れをすることができるよということになるので、二十何人、30人の連帯保証は要らないよという部分があるので、そういう意味では非常に省力化ができて便利になるよと。

ですから、これから、多分借りるところが手を挙げてくるところが結構あると思うんですよ。会館も結構古いところもあるしするから、そういう意味では、今度は便利になるかなと一応思っております。これから区として手を挙げれば、そういうことになるよということになるかと思えます。

○藤原義春委員長 ありがとうございます。

山野委員。

○山野智彦委員 よく分かりました。

当然、区長会ではそういう案内はもう行われているという理解でよろしいですか。

○藤原義春委員長 参事兼コミュニティ推進課長。

○影山 歩コミュニティ推進課長 区長会ではまだご案内しておりませんが、これからご案内していきたいと思っております。

○山野智彦委員 よろしく願いいたします。

○藤原義春委員長 続いて、武藤委員。

- 武藤倫雄委員 第4条の第2項第7号ですね。(7)のところで登録資格というのがあるんですが、この登録資格というのはどういったものになるのでしょうか。
- 藤原義春委員長 参事兼コミュニティ推進課長。
- 影山 歩コミュニティ推進課長 登録原票につきましては、登録事項といたしまして、登録印影のほか、認可地縁団体の名称、所在地、代表者名、生年月日、住所、認可年月日等が登録されます。
- 藤原義春委員長 武藤委員。
- 武藤倫雄委員 質問が違います。(7)にある登録資格については何かを伺っております。
- 藤原義春委員長 参事兼コミュニティ推進課長。
- 影山 歩コミュニティ推進課長 大変失礼いたしました。区の代表者等が登録資格がある者でございます。
- 藤原義春委員長 武藤委員。
- 武藤倫雄委員 これは原票に記載する登録するものなのですが、登録資格者を聞いているんじゃないくて、ここに記載する登録資格とは何を指しているのかということなのですが。
- 藤原義春委員長 参事兼コミュニティ推進課長。
- 影山 歩コミュニティ推進課長 区であれば、認可地縁団体の代表者でございます。
- 藤原義春委員長 武藤委員。
- 武藤倫雄委員 印影から記載してきて、認可地縁団体の許可年月日、7番で認可地縁団体の代表者ということがここに記載されるんですか。
- 藤原義春委員長 参事兼コミュニティ推進課長。
- 影山 歩コミュニティ推進課長 登録資格につきましては、第2条に記載されている方々でございます。認可地縁団体の代表者、地方自治法施行規則第19条第1項第1号に規定する職務代行者、法第260条の9に規定する仮代表者、法第260条の10に規定する特別代理人、法第260条の24または第260条の25に規定する清算人等でございます。
- 藤原義春委員長 武藤委員。
- 武藤倫雄委員 理解しました。ありがとうございました。
- 藤原義春委員長 五味委員。
- 五味雅美委員 大針区で建て替えするために銀行から借入れする必要性から、こういう法人にするんだという流れは分かりました。
- そこで、改めて伺いたいんですが、一般の法人等、いわゆる法務局に登録する一般の法人

とこの認可地縁団体による法人との違いはまず何なんでしょうか。

○藤原義春委員長 参事兼コミュニティ推進課長。

○影山 歩コミュニティ推進課長 今回の認可地縁団体につきましては、区は法務局に行って登記をする必要はなくて、町が告示することによりまして登記されるものでございます。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 それは分かります。一般の法人は法務局で登記するわけですね。これは町で登記して、ですから、通常の法人の印鑑証明は法務局で行って、法務局で印鑑証明を取るという必要があるわけですが、この認可地縁団体は町に登録して、印鑑証明も町で発行するというその違いは分かりました。

一般の法人とこの認可地縁団体、自治体で認可するその法人との、法人としての違いに何かあるのかということなんですが、何か制限があるのかどうか。

○藤原義春委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時40分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を再開します。

参事兼コミュニティ推進課長。

○影山 歩コミュニティ推進課長 一般法人との違いにつきましては、お時間をいただきまして調べたいと思います。ただ、これまでと、地域活動ですとかそういうものにつきましては、認可地縁団体になった後も変わらないということでございます。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 それでは、もう1点、大針区が借入れするわけですが、この借入れに関して町は一切関与しないということよろしいでしょうか。

○藤原義春委員長 参事兼コミュニティ推進課長。

○影山 歩コミュニティ推進課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 分かりました。

以上です。

○藤原義春委員長 ほかに質疑は。

上野委員。

○上野尚徳委員 条例の本旨の部分とは外れちゃうかも分からないんですけども、今、認可地縁団体の話がありましたので、区長会でもアナウンスしていくということなんですけれども、そうすると、方向性としては、全ての区を認可地縁団体にするという、進めていくということなんでしょうか。

先ほど町長からも話しあったんですけども、お金の借入れもそうですし、登記、区の建物が誰のものなんだろうというようなところを抱えている区も多いのかなという気もするんですけども、そういったところが解決していくのかなという、そういう認識でよろしいんでしょうか。

○藤原義春委員長 参事兼コミュニティ推進課長。

○影山 歩コミュニティ推進課長 認可地縁団体の意向に関しましては、区で判断されるものと考えております。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 認可地縁団体に移行したときには、そういった建物の所在だとか、私の認識です。違うかも分からないんですけども、宙ぶらりんになっている区もあるのかなというふうな、この建物、前、内宿区の建て替えをやったときに、結局、建物が誰のものなんだろう、登記ができるのかできないのかというような問題があったんですけども、ほかのところもあるのかなという気もするんですけども、そういったことは認可地縁団体に移行することによって解決するという認識でよろしいでしょうか。

○藤原義春委員長 参事兼コミュニティ推進課長。

○影山 歩コミュニティ推進課長 委員おっしゃるとおり、建物の登記につきましてはできるようになるものでございます。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 それに移行するに当たっての費用だとか、その費用負担だとか、そういったことというのはどのようにお考えでしょうか。幾らぐらいかかるのかというものがもし、お金がかかるのかかからないのかというのもあると思うんですけども、今の時点で分かればお願いします。

○藤原義春委員長 参事兼コミュニティ推進課長。

○影山 歩コミュニティ推進課長 認可地縁団体に移行する際の費用につきましては、発生し

ないものと考えております。

○上野尚徳委員 分かりました。ありがとうございます。

○藤原義春委員長 町長。

○大島 清町長 普通のやっぱり登記の場合は、民法の中での有限会社法とかという法律に絡んで、登記所でやるじゃないですか。この場合は条例なので、条例ですから、町の条例として成立をしたいということなので、町のいわゆる固定資産の中に登記をするということを考えれば、登記所に改めて登記をしなくても、町条例の中で登記して、そうすると固定資産税というのも出てくるのかなと思うんですけども。

そういう部分で、大針区の会館が今度は確かにあそこにあるよというのがはっきり分からせるという、いわゆる第三者に対抗できるということを、あそこにあるよということが分かりますので、今まではそういう意味ではないので、ですから、それをしっかりとまち条例をつくって、その中に町として税務課のところに登記をするということをするということのかなと思うんですけども、これ国の施策の中の一つとして進めていることだと思っただけですけども、普通の会社の登記とはまた違うのかなと思うんですけども。

[発言する人あり]

○藤原義春委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時46分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を再開します。

参事兼コミュニティ推進課長。

○影山 歩コミュニティ推進課長 先ほどの五味委員からの一般法人と認可地縁団体法人との違いでございますが、根拠法令や構成員、目的などの違いがあるかと思えます。また、一般法人につきましては同じ権利・義務を認められた組織全体を指して、株式会社やNPO法人など様々な種類がございますが、認可地縁団体につきましては、自治会や町内会など地縁に基づいて形成された団体が市町村長の許可を得て法人格を取得したもので、特に地域活動を行う団体に特化した制度であるかと思えます。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 分かりました。

今、町長からも話し出たんですが、例えば課税関係で固定資産税がこれから発生するとか、そういうものはあるんですか。

○藤原義春委員長 税務課長。

○久木良子税務課長 まず、先ほどの登記の関係からお話しさせていただきますと、通常の建物の登記と同じ流れになるかと思います。固定資産税に関しましては、公益目的で集会所使われますので、そこに関しまして税はかからないという整理になります。

以上です。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 そうしますと、特にそういう不利益を被ることはないということによろしいですね。

○藤原義春委員長 税務課長。

○久木良子税務課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○藤原義春委員長 よろしいですか。

○五味雅美委員 はい。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第22号議案 伊奈町認可地縁団体印鑑条例を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第22号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第23号議案 伊奈町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

戸張委員。

○戸張光枝委員 この条例に関しまして、自家用車通勤の単価算定について、ガソリン価格や物価動向を反映したものなのかどうか、まず教えてください。

○藤原義春委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 通勤手当の価格の上限の引上げにつきましては、12月の議会のときに上げさせてもらった部分でございまして、そちらの中にはそういった部分も含まれてきていると思います。

今回の改正につきましては、距離の上限ですが、役場から自宅までの距離60キロだったものが100キロに、距離が引き上げられたという改正でございます。

○藤原義春委員長 戸張委員。

○戸張光枝委員 ありがとうございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 今回、60キロ以上の距離を伸ばしたわけなんですけど、現在、今の職員の中で、片道60キロを自動車等で通勤されている職員はいらっしゃるんでしょうか。

○藤原義春委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 現在、一番遠い距離でも、25キロが一番遠い距離となっております。

以上です。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

あわせて、この上限額も5万5,000円から15万円となっているかと思うんですが、伊奈町の通勤手当の支給に関する規則でも、同じく上限額5万5,000円となっているんですけども、そちらも併せてというか、これから改定になるんでしょうか。

○藤原義春委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 委員おっしゃるとおり、規則も改正いたします。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 この規則の改定は議会に諮る必要はなく、行政の内部処理でできるということによろしいんでしょうか。

○藤原義春委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 規則につきましては、町長の決裁でできます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 以上です。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第23号議案 伊奈町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第23号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第25号議案 伊奈町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありますか。

山野委員。

○山野智彦委員 この条例で規則といいますか、伊奈町コミュニティセンター条例そのものに別表というのと今回の附則別表というのがあるんですけども、もうずっと附則別表で更新しているような感じなんですけど、表自体を改定したほうが分かりやすいんじゃないかと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○藤原義春委員長 参事兼コミュニティ推進課長。

○影山 歩コミュニティ推進課長 今後検討してまいりたいと思います。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 できるだけ分かりやすいものに整備をしていただきたいので、よろしくお願いいたします。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 指定管理期間の更新で、この特例というのが更新されていくんですけども、指定管理期間とこの特例の更新とはどういう関係があるのでしょうか。逆に言えば、そもそもこの特例ができた背景を教えてください。

○藤原義春委員長 参事兼コミュニティ推進課長。

○影山 歩コミュニティ推進課長 背景につきましては、利便性の向上により時間を延長したものだと思います。指定管理が変わるというのは、指定管理者に9時から9時半、延長していただけるかという意向を聞いてから、こちらを改定させていただいているものでございます。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 そうしますと、そもそも料金を変えるということではなくて、指定管理者によってできるかできないかで、この特例が生きるか生きないかという、そういう関係になるということでしょうか。

○藤原義春委員長 参事兼コミュニティ推進課長。

○影山 歩コミュニティ推進課長 町の判断でお願いをしていって、時間延長をやっていただく流れになっております。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 その指定管理者がそれはできませんよということになれば、この特例はなくなると。極端に言えば、そういうことになるのでしょうか。逆に言えば、そういう指定管理者じゃ困るということになるのかもしれませんが。それで困るのであれば、そもそも料金変えてもいいような気もするんですが。

○藤原義春委員長 参事兼コミュニティ推進課長。

○影山 歩コミュニティ推進課長 条例で決まれば、その部分は指定管理者にお願いしていかなければならない部分であると考えております。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 結構です。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第25号議案 伊奈町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第25号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第28号議案 伊奈町水道事業給水条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありますか。

戸張委員。

○戸張光枝委員 本改正は、一般家庭については従量単価を引き下げつつ基本料金を引き上げると、また、事業者系については基本料金を大幅増額する改定となりますけれども、まず改定の根拠をお願いします。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 値上げの理由といたしましては、町の水道配水量の8割以上を占める県営水道の料金が、令和8年4月から21%の値上げとなることが最も大きな要因となります。さらには、物価、人件費の上昇、節水器による水量の減少、町の給水人口の減少と少人数世帯の増加による少量使用者の増加など、水道料金収入が減少傾向にあることが要因となっております。

○藤原義春委員長 戸張委員。

○戸張光枝委員 ありがとうございます。

事業者への影響が大変大きいかと思うんですけれども、主にどのような業種に大きな影響が出るのか、教えてください。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 新しい料金体系なんですけれども、基本料金をやや増額しまして、逡増料金。使用する水量に合わせて単価が高くなるものなんですけれども、それを抑えた形になっております。事業者等には負担が相対的に軽くなるものです。

以上になります。

○藤原義春委員長 戸張委員。

○戸張光枝委員 分かりました。ありがとうございました。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 改めて、標準的なモデル世帯ではどのような料金変化があるか、伺います。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 モデルケースでございますが、1人世帯、使用水量8立米で現行料金1,320円から1,969円で、増加が649円になります。2人世帯、使用水量が15立米で、現行料金2,145円から改定後2,629円で、増加額が484円になっております。3人世帯が、使用水量20立米で、現行料金2,970円から、3人世帯で増加額が319円になります。4人世帯ですと、23立米で、現行料金3,531円が改定後3,817円になりまして、増加額が286円となっております。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 今伺ったように、口径20ミリで、超過水量のところは逆に減額になってという形になっているんですが、どういった配慮、どういった考えによってこのような措置をされておるのか、伺います。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 料金の改定率ですけれども、15%が採用されまして、結果としまして、ファミリー層に伸び率が抑えられたものになっております。

以上であります。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ファミリー層を抑えられたということで、よろしいかと思えます。

続けて伺います。

口径の大きいものですね、30ミリ、40ミリ、50ミリ、75ミリ、100ミリ、150ミリ、200ミリ、それぞれの受水者数を確認したいんですが、それぞれのメーター数でお答えいただけますでしょうか。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 口径の大きいものですが、30ミリが61個、40ミリが46個、50ミリが35個、75ミリが9個、100ミリが1個、150ミリが1個、200ミリ以上はございません。以上になります。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

特に大きい、先ほど戸張委員も少し伺っていましたが、大きい100ミリとか150ミリというのは、どういった事業所が引かれているのでしょうか。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 主に、大きい病院ですとか大きい食品工場、また、学校が大口径を使用されております。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 今お答えいただいたのは100ミリ以上でしょうか。100ミリ以上は2つしかメーターがないと伺っているので、75以上が病院、食品工場、学校ということでよろしいですか。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 100ミリ以上ですと、学校と病院になっております。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

この料金改定が10月1日からなんです、それまでの周知方法とその周知を開始する時期、回数等、予定しているものを教えてください。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 料金改定の決定から半年間、使用者の皆様、料金改定につきまして十分な周知期間を設けるよういたしました。広報いなや町のホームページへの掲載、町公式SNS、水道メーター検針時に各事業所を含めた全ての加入者にお知らせを配布するなど、使用者への情報提供を行ってまいります。

以上になります。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 広報とかホームページももちろん大事なんです、一番ダイレクトに、さっきおっしゃられたメーター検針のときに一緒にというのが有効かと思えます。1回の単発で

はなくて、半年間の間に複数回必要かと思うんですが、その辺りはいかがお考えでしょうか。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 お知らせするメディアが幾つかありますので、その実施時期をずらすなどして、なるべく目につくようにしたいと思っております。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 メーター検針時にお渡しするお知らせの回数について伺っているところです。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 上水道では1回を考えております。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 できれば、先ほどおっしゃられたように、猶予期間があつて十分な周知を図るところなので、直接届くものは有効だと思いますので、複数回、検討されるのがよろしいかと思ひます。ご検討の意向はありますでしょうか。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 ただいま予算で1回の分を取っておりますので、何かほかの方法等を考えていければと考えております。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 これは、お願いして理解を得ていかないといけないので、丁寧な作業が必要になると思うんですね。予算は当然あることだと思うんですが、ここで幾らなんだとかいう話にやってみてもやばなのでしませんが、何かしら、町民の方たち、事業者理解を深めてもらえるような施策を打っていただかないと、こういったものというのは理解を得づらいいんじゃないかなと思ひますので、ご検討をお願いしたいと思ひますが、ご検討の余地はありますでしょうか。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 ほかにも回覧ですとか全戸配布等ございますので、検討させていただきたいと思ひます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 以上です。よろしくお願ひします。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はございませんか。

山野委員。

○山野智彦委員 今の武藤委員との質疑の中で、モデルケースの3人世帯のところがよく聞き

取れませんでしたので、2,970円が幾らになるのか、もう一度お願いします。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 現行2,970円が改定後3,289円になりまして、増加額が319円になります。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 ありがとうございます。

次に、今の話の周知方法のところなんですが、基本料金の免除がありますよね、専決をした。それとの絡みも含めた、全体的な分かりやすい周知を、これが必要になると思います。決まったものについては先に、いついつが免除で、その後で10月から料金が上がるんだというところ、かつ、その免除については偶数月スタートと奇数月スタートの地域もあって、そういうのがちゃんと説明されないと、また町民の方から問合せとか、疑問がいっぱい出てくると思います。全体としてのその周知方法はどのようにされるのか、お聞かせください。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 基本料の免除につきましては、以前と同じように広報等でお知らせをしていきたいと考えております。また、時期がずれるのですけれども、値上げにつきましても、区別がよく分かるようにさせていただいて、広報に載せさせていただきたいと考えております。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 時期をずらすのではなく、今決まっていることを一体の図にして、何度もお知らせするという方式のほうが分かりやすいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 書面のスペースとの絡みもありますけれども、できるだけ分かりやすいように、両方周知に努めたいと思います。

○藤原義春委員長 はい。

○山野智彦委員 ぜひ全体観で説明をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 まず、モデルケースにおける水道料金で、1人世帯、8立米が現行1,320円が1,969円で649円上がると、約49%のアップですね。それから、2人世帯の場合には22%アップ、3人世帯で10%アップということで、本当に少ない使用量のところのアップ率が高い

と思うんですね。料金体系の見直しとして、二部料金制ということで言われています。  
基本料金の割合を高めていると、そうした背景というのは何なんですか。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 こちら審議会にて、全体を一律に改定する案と、水道協会の水道料金算定要領に基づいて基本料金の割合を現行料金より高めた案、基本水量を廃止する案の3体系を提示しました。安定した収入が期待される水道料金算定要領に基づく案が審議会選ばれたものです。こちらは、水道料金の体系の結果としまして、3人・4人世帯のファミリー層の伸びは低いものとなっております。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 基本水量内の使用量の使用者が増えているということで、そういうところで基本料金の割合を高めるということになったということです。結局、少ない使用量のウェイトが高まったので、そこを料金高めれば収入が安定するということですね。

結局、逆に言えば、少ない使用者を、こんな言い方は適切かどうか分かりませんが、狙い撃ちにしたような受け止め方もできるんですけども、そこに対する施策については、これは水道料金の中では考えないということなんですね。

そもそも、答申の附帯意見にもあるんですが、受益者負担が原理原則であるということはどこで決まっているんでしょうか。何でこれが原理原則なんですか。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 公営企業会計で、経営の収支をはっきりさせて運営しろということになっておりますので、公営企業として独立採算が原則となっておりますので、そこから来ているものでございます。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 結局、それは企業会計の論理ですね。それを明確にするのはいいと思いますよ。明確にする必要はあると思うんですけども、その中で全て賄えというのは、水という、生きていく上で欠かせないものに対してそれでやれというのは、やり過ぎじゃないかなと思いますね。

あと、予算でも大分言いましたので、以上です。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第28号議案 伊奈町水道事業給水条例の一部を改正する条例を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○藤原義春委員長 起立多数であります。

よって、第28号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第29号議案 伊奈町下水道条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありますか。

戸張委員。

○戸張光枝委員 水道と下水道の料金アップで、家計への影響は大きいんですけども、基本使用料の10立方メートルまでの800円から1,117円という算定根拠はありますか、お願いします。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 まず、改定率ですけども、こちらの基準外繰入金をゼロにすることを一つの目標にしまして、改定率を作成いたしました。7.9%、12.6%、15.0%の案を審議会にて提示しまして、最終年度では7.9%赤字になります。12.6%ですと、算定期間を通じて基準外繰入金を必要とせず、収益的収支の不足額を賄う水準でございます。15%は、十分ではありませんが、資金残高を多少積み上げることができる水準でございます。この中で12.6%が選択されております。

また、この料金体系ですけども、審議会にて、全体を一律に改定する案、基本料金のみを改定する案、基本水量を廃止する案の3案を提示しまして、安定した収入が期待できる案である基本料金のみを改定する案が選ばれました。こちらは、水道料金の体系の改定と同様の考え方であります。

こちら結果としまして、3人・4人世帯のファミリー層の伸び率は低いものとされてお

ります。

以上でございます。

○藤原義春委員長 戸張委員。

○戸張光枝委員 ありがとうございます。

また、先ほどもありましたけれども、住民への丁寧な周知方法を教えてください。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 こちらも上水道と同じですけれども、広報やホームページ、町公式SNS、水道メーターの検針時に事業所を含めた全ての加入者の方にお知らせをいたします。先ほどの答弁もありましたとおり、分かりやすく、複数回、また回覧等も検討いたします。以上でございます。

○藤原義春委員長 戸張委員。

○戸張光枝委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 伸び率12.6%で、期間中赤字にならないけれどもというところが、15%なら基金が積めるということなんですけれども、12.6%で多少キャッシュ・フローで見込んでいる伸びがあれば教えてください。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 12.6%にしますと、令和7年度の営業収益は4億4,827万3,000円ですが、改定後令和9年になりますと5億551万5,000円になりまして、おおよそですが、6,000万円ほどの収入増を見込んでおります。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 すみません。キャッシュ・フローで伺ったんですが、その6,000万円が全てキャッシュで残るイメージになりますか。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 キャッシュ・フローですと、大幅な伸びはそこまではございません。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ここまではというのがイメージ的につかめればと思うんですけれども、およそ売上げの中のどのぐらいがキャッシュとして残るのかというのが、5%なのか10%なのかというのは、これまでの流れからイメージはありますでしょうか。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 基準外繰入れをもらわない方向で増額しますので、ほとんど残らない形になります。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 分かりました。ありがとうございます。

当面これでいくことになろうかと思うんですが、前回は平成30年4月の改定だったと記憶しているんですが、今後どのような状況になったら、再改定を検討するようになってきますでしょうか。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 純損失が発生しまして、一般会計からの基準外繰入金を再度もらわなければならない状況の前に、再改定の検討が必要になると思います。財政シミュレーションで現在の物価上昇率などの設定では、令和11年頃から検討の必要があると思っております。以上になります。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

何でキャッシュが多少でも余るか伺ったのはですね。今、伊奈町の公共下水道事業経営戦略というのが令和5年から動いているんですね。それによりますと、令和22年から建設改良費が爆発的に増えるという計画になっています。

そこで、劇的な負担の変化というのもやっぱり避けたいというところで、一般会計からの、先ほど申し上げたように負担も抑えるためには、少しずつでも留保資金であるとか基金の準備からも目を背けられないと思うんですね。非常に難しいかじ取りが続いていくかと思うんですけれども、今現在、どのようなお考えをお持ちでしょうか、将来的な財政に向けてというのは。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 経営戦略では、下水道施設の耐用年数を基に、建設改良費を表に載せております。実際は調査点検を行い、更新が必要とされたものから改築を行ってまいります。先行自治体では、傷みは耐用年数どおりではなく、もっと少ないものとのことでございますが、老朽化は確実に進みますので、しっかりした調査と準備が必要と考えております。以上になります。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 要約すると、更新の時期を調査しながら、工夫をして、あるものはずらして

平準化していくというイメージのお考えでよろしいのでしょうか。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 そのとおりでございます。

○藤原義春委員長 はい。

○武藤倫雄委員 以上です。ありがとうございます。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 改めて伺いますが、近隣市の状況、教えていただけますか。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 県内の値上げが相次ぎまして、データが集め切れないところもござい  
ますが、使用料改定前は、埼玉県内55事業体中19位でございました。今回の改定によりま  
して、9位となる予定でございます。

近隣の上尾市・桶川市・北本市・鴻巣市・蓮田市・白岡市・さいたま市と比較いたします  
と、現行の使用料は1か月当たり20立米の使用で税込み2,398円となりまして、8団体中5  
番目の中位の水準となっております。改定後につきましては、税込み2,746円となりまして、  
白岡市の2,806円に次ぐ2番目の水準となりまして、桶川市とほぼ同水準となります。

以上になります。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 白岡市に次ぐ2番目の料金になるということですがけれども、近隣市の値上げ  
の動きは、今、その8市町の中ではあるのでしょうか。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 鴻巣市及び蓮田市では、令和7年度に下水道使用料の改定を審議会  
へ諮問しております。今後、使用料の改定が見込まれるところです。鴻巣市は、2月6日に  
平均改定率32%の増額改定を答申されたようでございます。

以上になります。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 分かりました。

予算の中で話し伺いましたけれども、八潮市の下水工事の件についてはまだ来ていないと  
いうことですが、これがもし来た場合にはどうなりますか。予想で言うのも答弁しづ  
らいと思うんですが、乗っかってくるおそれがあるのかどうなのか、どのようにお考えでし  
ょう。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 八潮市の工事費につきましては、まだ、国が払うか県が払うか、また流域の自治体が払うかと決まっていざませんが、もし流域で払うということになりますと、建設費の3%ほどが町の負担となっております。

以上になります。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 それは国に負担してもらうように、ぜひ県に要望していただきたいと思います。

それから、当初10月からという予定だったのが来年4月に施行が延期されましたけれども、この理由を教えてください。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 上下水道審議会からの答申におきまして、使用料改定の時期が水道料金改定の時期と重なるため、使用者への影響を考慮されたいとの附帯意見をいただいております。附帯意見を取り入れる形で、下水道使用者への影響を考慮しまして、下水道使用料の改定時期を6か月ほど後ろにずらしたものでございます。

以上でございます。

○五味雅美委員 以上です。

○藤原義春委員長 町長。

○大島 清町長 いろいろご意見いただいて、ありがとうございます。

この下水道については、先ほど武藤委員から話がありましたように、平成30年に23.5%上げました。今回は12.6%ということで約半分ということですが、下水道審議会でもいろいろこの話が出て、水道料金というのはいさばらく上げていなかったんですね。下水道は、今お話ししたように7年前に上げましたということがありました。

水道については、ご承知のように15億円ほどの資金残高もあって、結構まあまあの経営で来ているものですからと今思っていましたけれども、八潮市の事故があつてから、下水がいつどうなるか分からないという部分があつて、下水のほうはどっちかという心配なんですけれども、水道は今、一生懸命布設工事をやったりして、金を少しつぎ込んで、約7割は新しい管に取り替えている最中なんですけれども。ですから、そういう意味では、費用は結構使っています。

水道は15%、下水は12.6%ということで、町民の皆さん方に本当に負担かけちゃうという

の申し訳ないなと思っているところでもありますけれども、水道をここで県が21%値上げをするということになりますと、どうしても収支が今度は苦しくなるぞというのがありますし、布設工事もまだまだ二、三割残っていますので、これしっかりやっていかなくちゃならないぞというのがありますので、それを考えたときに、どうするかということで、上下水道審議会で半年をしっかりとやっていただいて、町民代表の皆さん方はもう中にはもちろん入っておりますし、いろんな意見があった中で、今回提案した上下水道の数字というのが今回の数字ですね。悩んだ末の結果の数字を提案させていただきました。

そんな中で、国の補助金があるので、北は4か月間、4月、5月、6月、7月、そして南は5月、6月、7月、8月という4か月間、基本料金無料にするという策を練って、水道は10月から、下水も一緒に値上げするんじゃないので、来年の4月からにしようよというこの提案を今回させていただいたというのが現実でございます。

そういう中で、町民の皆さん方のご理解をいただけるように、しっかりと4か月の無料のことと10月から上がる、そして下水は来年の4月から上がるという、それをしっかりと町民の皆さん方にご理解いただくために、周知をしっかりとしていかなくちゃならないということはもう当然のことですので、これから、そういう意味では、しっかりと周知をさせていただいてご理解をいただくという形にさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○藤原義春委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑はないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第29号議案 伊奈町下水道条例の一部を改正する条例を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○藤原義春委員長 起立多数であります。

よって、第29号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 すみません。先ほど保留になっていた件についてお答え申し上げます。

それと、損益勘定留保資金の残額につきましては、令和7年度末時点の見込みは、過年度分の残額はゼロ円です。当年度分の残額が1億747万円の見込みでございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

次に、第30号議案 事業契約の一部変更について（伊奈町役場新庁舎整備事業）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

上野委員。

○上野尚徳委員 プロポーザル契約の中での物価スライドの部分ということなんですけれども、プロポーザルでデザインビルドの部分でいい面として、一体化することによって金額を抑えられたり、工期という話だったと思います。

そういった中で、契約時からの段階では、細かい部分の見積り等というものが明細の部分が出ていなかったと思うんですけれども、今後、また物価スライド等を考えるに当たりまして、設計費が幾らだとか、あと、そのほかの基礎だとかそういう部分が幾らだとか、そういった明細を従来どおりの形で把握をして、もう一回あるかもしれない物価スライドに対して対応していかなくちゃいけないと思うんですけれども、そういった従来のような形でのこの請負金額に対する見積り明細等というのはもう完成して、出てきているということでしょうか。

○藤原義春委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 見積りと明細の関係なんですけれども、現在、実施設計が出来上がりがりまして、そちらの積み上げを今現在、見直しをしているという状況でございますので、現時点ではまだ出来上がっていないんですけれども、これから内容をしっかり精査した形で、もしまた次回こういう形があるようでしたら、もう少しそういった部分を把握

した上で、皆様にお示しできるかと考えております。

以上です。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 どうしてもこういう形なので仕方がない部分もあるのかなとは思いますが、本来、全体金額の中での予算配分、使用配分が決まって、それに対して一つ一つ潰しながらチェックしていくというところが正しいやり方、間違いないやり方なのだろうなというところもあります。

それと、長期にわたるので、先ほど言いましたけれども、物価スライド、今回上がりましたけれども、もう一回上がるタイミングが来たときに、残工事幾ら残っているんだ、この部分に対して物価上昇分を考えなくちゃいけない。そこら辺の線引きというのをしっかりとやっておかないと、どんどんどんどん金額が上がっていくだけということで、お互いの、業者との信頼関係においても、これ本当はもっと前にできたんじゃないのかというようなことにもなりかねないので、そこはもう早めの段階でしっかりとしてもらって、あと、工期もできれば詰めていただくということで、次の物価スライドのタイミングでの金額の部分、ボリュームが減っていくはずですので、その辺も併せて検討していただきたいんですけども、その辺は大丈夫ということよろしいでしょうか。

○藤原義春委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 委員のご意見いただきました。例えば、工期を詰めてというお話もございました。工期を詰めることによって費用感圧縮という部分にもつながっていくかと思しますので、そういった部分を含めて残工事費、出来高の確認等、そういったものも含めてしっかりとこちらで確認した上で、今後の残りの、建設工事まだ始まったばかりですけども、これからしっかりとこちらで監督しながら、事業は進めていきたいと思います。

以上です。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 分かりました。

とはいえ、安全の部分と品質の部分も大切ですので、その辺もバランスを取りながら。ただ、しっかりとした明確な形で、分かるような形にしていいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 金額の話ではないんですが、こちらの契約書にもやっぱり6万円の収入印紙が貼られているんですね。これ3者それぞれ貼っていると思うんですけども、電子契約の導入というのをご検討されているのでしょうか。または、他の自治体とかで導入事例あったりもするのでしょうか。

○藤原義春委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 電子契約の検討でございますが、検討につきまして現在行っているところでございますが、近隣の実際に導入している団体とかの状況とかも伺いながら、町としても導入していくか、進めていきたいと考えております。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

もし分かればなんですが、既に導入されている自治体というのを1つ2つご紹介いただければと思うんですけども。

○藤原義春委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 近隣市ですと、今年の1月から上尾市で導入しておりますので、上尾市の状況とかも伺いながら進めていきたいと考えております。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 事業者の負担も軽減されますので、ぜひ十分な研究をよろしくお願いします。以上です。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はございませんか。

山野委員。

○山野智彦委員 先ほど上野委員との質疑で、明細についてはこれから把握するみたいな答弁だったと思います。新庁舎建設特別委員会の中でも質疑して、根拠とか示してくださいって話があったと思うんですが、次回もしあったときに、今回の分と次回の分が明確にならなければ、結局、訳分からない井になる可能性があると思うんですが、その点についてはどのようにお考えですか。

○藤原義春委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 今回、スライドの関係につきましては、物価上昇率を残工事費に対して掛けたという部分になっておりますので、現在のところは、見積りというか、提案時の見積りで参考にさせていただいて、その部分で残工事費というのを計上させて

いただいている部分でございます。

次回、もし仮にこういうスライドを、補正等、また変更契約等ある場合につきましては、実施設計に基づいて、そちらの積み上げで残工事費等を出していく形になるので、その辺しつかり議員の皆様に分もかりやすく、条件とか比較できるような形で資料を工夫させていただいた上で、またお話しさせていただくことになるかと思えます。

以上です。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 その辺のニュアンスは、工事会社とはもう済んでいますか。

○藤原義春委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 請負事業者と、私どもと契約しておりますCM事業者、そちらと、今後のスライドをもしやるに当たって、どう進めていけばいいかという部分については、話は進めるというか、そういう次の段階も踏まえた上での話をしているところではございます。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 まだしているところということですか、話がついていないということでしょうか。

○藤原義春委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 そうです。今、私で話したところは、既にそういうことで話がついております。

○藤原義春委員長 はい。

○山野智彦委員 承知しました。よろしく願いいたします。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決をします。

第30号議案 事業契約の一部変更について（伊奈町役場新庁舎整備事業）を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第30号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第31号議案 町道路線の変更について（起点変更）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

山野委員。

○山野智彦委員 委員会前に視察をして、説明も受けたところなんですけど、起点変更前と変更後の起点の間の道路については、歩行者は通れるということで、歩道にしようかなみたいな話があったんですけども、町道としての定義と歩道で残す場合のこの定義、町道としてなくなるというその辺りがよく理解できないので、説明をお願いできればと思います。

○藤原義春委員長 土木課長。

○細田 力土木課長 道路認定につきましては、通常の道路という形の認定方法もありますが、視察でお話ししたとおり、歩行者専用道路という認定の方法もございます。こちらにつきましても道路法の中で認められている行為でございますので、場合によってはこちらで対応したいということで、ご説明はさせていただきました。

以上です。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 了解しました。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 1点だけお伺いします。

この変更によって道路幅員が1.83に減少します。これによって、道路区分の変更もなされるのでしょうか。建築基準法上の道路区分の変更。

○細田 力土木課長 先に、建築基準法上ではなくて、道路の区域を決定する方法としまして、告示行為というものがございます。その中で、議決をいただいた後、その道路の幅員ですとか、延長といったものを改めて告示をいたします。その後に供用開始といたしまして、今回ですと1.83メートルの道路という形で供用をしますという、告示も併せて行います。

以上です。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 では、これまでの道路区分は何に該当して、今後の道路区分は何に該当する  
んでしょう、法第42条2項道路になるのか。

○藤原義春委員長 都市計画課長。

○吉川誠一都市計画課長 建築基準法に関わる道路の扱いになるかと思います。こちらに関し  
ましては、4メートル未満1.8メートル以上の道ということで、基準法の42条2項道路に当  
てはまるものかと推測されます。

以上です。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

以上です。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 1点言い忘れました。

ここの地域は小室小の通学路になっているんですね。人数少ないんですけども、通る児  
童がおりますので、引き続き安全面について十分な対応お願いしたいと思いたすが。

○藤原義春委員長 土木課長。

○細田 力土木課長 今回の工事で、新たに切替工事等を実施しました。その中で、まだ気づ  
いていない点等もあるかと思いたすので、その辺につきましては今後改善を進めてまいりた  
いと存じます。

以上です。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 先ほど聞いたと思うんですが、高架下は封鎖して、取りあえず通行止めに、  
通れないようにするということでしたか。

○藤原義春委員長 土木課長。

○細田 力土木課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 これ、現在、町道になっているわけですから町の所有だと思うんですが、使  
えなくするというので、その後どうするんでしょう。何か予定ありますか。

○藤原義春委員長 土木課長。

○細田 力土木課長 現在のところ、これからエレベーター工事を実施いたします。その工事

期間中に、工事車両ですとか資材置場という形で使用してまいりますので、工事を実施している期間内に、今後この土地についてどのように利用していったらいいかということを検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 工事中はいろいろ使われると思うんですけども、工事終わった後、例えばこれJRに返せるもの、返せるというか、町のもんですから、基本的に高架下はJRの所有で部分的に町が、過去のいきさつは分かりませんが、駐車場も大体JRから借りて駐車場にしているとかという形が多いと思うんですよ。そのJRに逆に言えば売却するとか、そういったことは考えられるのかどうなのか。一応予定の話ですけども。

○藤原義春委員長 土木課長。

○細田 力土木課長 現在のところ、売却については検討してございませんが、そういうスペースができたということで、今後、多目的に利用できる方法がないかということをもとに検討して、それから特に利用方法がないということであれば、歩行者専用道路として認定をしていくという形になろうかと思っております。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 以上です。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第31号議案 町道路線の変更について（起点変更）を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第31号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第32号議案 財産の取得の一部変更について（消防ポンプ自動車CD-I型）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 1点だけお願いします。

そもそもの納入延期の原因となった、サイバーセキュリティー対応とはどのようなものなんでしょうか。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 こちらサイバーセキュリティー対応というところは、車種自体、これエンジンとかサスペンションとか、あと電子制御ユニット、その辺りを含んでおるんですけども、そのユニット内にサイバー攻撃をされるということが、近年、そのような事案が発生しているということが確認されたことで、この法の改正というのがされたものでございます。

今回については、そこに対応するためのモデルチェンジ、そこが発生をしたというような流れでございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 以上です。ありがとうございます。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第32号議案 財産の取得の一部変更について（消防ポンプ自動車CD-I型）を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第32号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務建設産業常任委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

ここで執行部の退席をお願いします。

○藤原義春委員長 暫時休憩とします。

休憩 午前11時52分

再開 午前11時53分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を開きます。

次に、協議事項のその他に移ります。

委員の皆さんから何かございますか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 閉会の前に、仲島副委員長より挨拶をお願いします。

○仲島雄大副委員長 長時間にわたりお疲れさまでした。

○藤原義春委員長 これをもって閉会とします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時53分